

令和5年12月26日

職員の懲戒処分について

公益財団法人東京都スポーツ文化事業団は、当事業団就業規則に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1 預金の着服事故

(1) 懲戒処分の内容等

- ア 事故者 副参事 66歳 男 出勤停止5日
- イ 管理監督者 参事 67歳 男 譴責

(2) 事故の概要

事故者は、金銭出納員として、嚴重に管理すべき通帳等の管理が不十分であったため、長期間にわたる預金着服行為を防ぐことができなかった。

※着服事故を起こした当人は、雇用先にて懲戒解雇処分済み。

以上